



平成 27 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社テー・オー・ダブリュー
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
(CEO) 江草康二
(コード番号：4767 東証第一部)
問合せ先 常務取締役兼執行役員管理本部長
木村 元

T E L 03-5777-1888

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 7 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 27 年 9 月 25 日開催予定の当社第 39 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

併せて、非業務執行取締役等が期待された役割を十分に発揮できるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役の責任免除の規定に所要の変更を行うとともに、非業務執行取締役等の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、平成 27 年 6 月 30 日を基準日として、普通株式を 1 株につき 2 株の割合をもって分割したため、発行可能株式総数を 48,000,000 株から 60,000,000 株に変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 27 年 9 月 25 日

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 27 年 9 月 25 日

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>48,000,000株</u>とする。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とし<u>株主総会で選任する。</u> (新設)</p> <p>(選任方法) 第20条 (新設)</p> <p>取締役の選任決議は、<u>株主総会において</u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(累積投票の排除) 第21条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第22条 (条文省略) (新設) (新設) (新設)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>60,000,000株</u>とする。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、10名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>は4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第20条 <u>取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(累積投票の排除) 第21条 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第22条 (現行どおり) 2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> 4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

第 23 条～第 25 条 (条文省略)

(取締役会の招集手続き)

第 26 条 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 (条文省略)

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新設)

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長並びに出席取締役及び監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

2 (条文省略)

(取締役会規程)

第 30 条 (条文省略)

(報酬等)

第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 23 条～第 25 条 (現行どおり)

(取締役会の招集手続き)

第 26 条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 29 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びににその他法令に定める事項を記載または記録し、議長並びに出席取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

2 (現行どおり)

(取締役会規程)

第 31 条 (現行どおり)

(報酬等)

第 32 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、取締役の責任につき、法令の定めるところに従い取締役会の決議によって、これを免除することができる。

(新設)

第5章 監査役および監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 33 条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(員数)

第 34 条 当社の監査役は、3名以内とし、株主総会で選任する。

(選任方法)

第 35 条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 当社は会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第 36 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

(取締役の責任免除)

第 33 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 34 条 当社は監査等委員会を置く。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(常勤監査役)

第 37 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を 1 名以上選定する。

(監査役会の招集)

第 38 条 監査役会の招集は、各監査役に対し会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 40 条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 41 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 42 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 43 条 当社は、監査役の責任につき、法令の定めるところに従い取締役会の決議によって、これを免除することができる。

2 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(削 除)

(監査等委員会の招集)

第 35 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要ある場合には、この期間を短縮することができる。

(削 除)

(監査等委員会の決議方法)

第 36 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 37 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 38 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(削 除)

(削 除)

<p>第6章 会計監査人</p> <p>第 <u>44</u> 条～第 <u>46</u> 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 <u>47</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 <u>48</u> 条～ 第 <u>51</u> 条 (条文省略)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>本定款の変更後の規定は決議のときより施行する。</u></p> <p>第 2 条 <u>株券喪失登録簿への記載または記録は、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第 <u>39</u> 条～第 <u>41</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 <u>42</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 <u>43</u> 条～ 第 <u>46</u> 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第 39 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
---	--

以 上